# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
5	町田市	国民健康保険事務	基礎項目評価書		

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

町田市情報セキュリティポリシー 1 目的

特記事項

- ロロ 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織 的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基 本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性 を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

## 評価実施機関名

町田市長

### 公表日

令和5年10月1日

### I 関連情報

①実施の有無

実施する

]

_ Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	町田市は、「国民健康保険法」、「地方税法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付等に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課・徴収の決定のため、被保険者及び被保険者でない世帯主の所得情報等を確認する。 ③国民健康保険税に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者に対する滞納情報を管理する。 ④請求に基づき国民健康保険に係わる証明書を発行する。 ⑤国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ⑥国民健康保険特定健診に関わる受診券の作成・発送、受診結果、及び委託料支払業務を管理する。 ⑦国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うため、支給情報を管理する。
③システムの名称	<ul> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・税務システム</li> <li>・画像レセプトシステム</li> <li>・健康管理システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・宛名システム兼連携システム</li> <li>・国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル	名
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、59、76項(地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法)、101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第54条 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携

<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

〈提供ができる根拠〉

第19条第8号別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項)

〈照会ができる根拠〉

第19条第8号別表第2(27、42、43、45の項)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)

〈提供ができる根拠〉

第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第 20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条

〈照会ができる根拠〉

第20条、第25条、第25条の2

第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)

<オンライン資格確認業務>

- ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等)
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 いきいき生活部保険年金課、財務部納税課

②所属長の役職名 いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長

#### 6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22

担当課:総務部 市政情報課

電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部納税課

> 電話:042-724-4027(保険年金課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3101-5154(保険年金課)、050-3085-6237(納税課)

連絡先

請求先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		令和1年11月11日 時点					
2. 取扱者勢	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和1年11月11日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[ 基礎項目評価語				<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[O] Þ	内部監査 [〇] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・西	8発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日			(省略) 〈照会ができる根拠〉 番号法第19条第7号別表第2(27、42、43、45の 項)	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	黒田 豊	岡林 得生	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・画像レセプトシステム ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム	<ul> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・画像レセプトシステム</li> <li>・健康管理システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・宛名システム兼連携システム</li> <li>・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> </ul>	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、59、76 項(地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療 の確保に関する法律、健康増進法) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 〈提供ができる根拠〉 番号法第19条第7号別表第2(1、2、3、4、5、9、 12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、 58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) 〈照会ができる根拠〉 番号法第19条第7号別表第2(27、42、43、45の 項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 〈提供ができる根拠〉第19条第7号別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項)〈照会ができる根拠〉第19条第7号別表第2(27、42、43、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)〈提供ができる根拠〉第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条〈照会ができる根拠〉第20条、第25条、第25条の2	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	いきいき生活部保険年金課	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	岡林 得生	岡林 得生、田代 章憲	事後	
平成30年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課 電話:042-724-4027 FAX:050-3101-5154	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部納 税課 電話:042-724-4027(保険年金課)、042-724- 2121(納税課) FAX:050-3101-5154(保険年金課)、050- 3085-6237(納税課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	岡林 得生、田代 章憲	いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長	事後	
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	り扱つ事務 ③システムの名称	・国民健康保険システム ・画像レセプトシステム ・健康管理システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	<ul> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・税務システム</li> <li>・画像レセプトシステム</li> <li>・健康管理システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・宛名システム兼連携システム</li> <li>・国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		【変更箇所】 以下の内容を追加 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年9月30日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		【変更箇所】 以下の内容を追加 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月30日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の計 数か	令和1年10月1日時点	令和1年11月11日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の計 数か	平成30年4月1日時点	令和1年11月11日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。  ②国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うため、支給情報を管理する。 ⑧死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者への葬祭費支給事務を行うため、支給情報を管理する。	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		101項	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	を定める命令 第24条	< オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の 迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登 録等に関する法律第十条に規定する特定公的 給付の支給を実施する行政機関の長等」の項 のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支 給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121 の項)	事前	
令和5年3月15日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	< オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もつて東の基本的人権の擁護政を保護し、もつで表しての基本的人権の方面であり、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対するかとを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めるとによって、市が保有する情報資産の機続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する抑止、防止、検知及び回復につい て、組織的かつ体系的に取り組むための統一 的な方針であり、情報セキュリティを実践するに 当たっての基本的な考え方及び方策を定めるこ とによって、市が保有する情報資産の機密性、 完全性及び可用性を維持し、市民からの継続 的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更に該当しない